



鳥取県公報

平成17年3月1日(火)
第7665号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (115) (協働推進室)	1
	特定計量器の定期検査の実施 (116) (経済交流課)	2
	保安林の指定の解除予定 (117) (森林保全課)	2
	車両制限令による道路の指定 (118) (道路課)	2
	都市公園の供用の開始 (119) (都市計画課)	3
公 告	平成17年度前期技能検定の実施 (労働雇用課)	3
	平成17年度随時実施技能検定の実施 (〃)	7
	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (治山砂防課)	9
	二級建築士試験等の実施 (建築課)	9
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課)	11
	落札者の決定 (警察本部会計課)	14
正 誤	平成17年2月8日付鳥取県告示第73号中訂正	15

告 示

鳥取県告示第115号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年4月18日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成17年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日
平成17年2月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人いわみ工芸村実行委員会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
山下 碩夫

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

岩美郡岩美町大字新井269

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、次世代の工芸作家の育成や地域住民に対して、陶芸、型染め、絞り染や草木染め及び革工芸等の工芸教室に関する事業を行い、地域文化の向上に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第116号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 実施区域

鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市並びに気高郡気高町、鹿野町及び青谷町の区域に限る。）、境港市、西伯郡、日野郡並びに東伯郡北条町、大栄町及び琴浦町

2 実施期間

平成17年4月1日（金）から平成18年3月31日（金）まで

3 実施場所

当該特定計量器の所在の場所

鳥取県告示第117号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市矢矯字毛無シ640（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

放送施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第118号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条の規定により告示する。

平成17年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
主要地方道	米子大山線	米子市二本木字岩屋畑714 - 4地先から同市流通町字向谷田25 - 12地先まで	平成17年4月1日
"	米子境港線	境港市小篠津町字茶苑畑5540地先から同市外江町字廻澤2239 - 1地先まで	"
"	淀江岸本線	米子市淀江町中間字西外浜新田747 - 3地先から同市下郷字塚田ノ上525 - 1地先まで	"
一般県道	米子丸山線	米子市熊党字西南331 - 2地先から同市蚊屋字紅梅385 - 6地先まで	"
"	赤碕中山インター線	西伯郡大山町田中字屋敷下通933 - 1地先から同町八重字六ツ塚原656 - 1地先まで	"

鳥取県告示第119号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により告示する。

平成17年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 名称

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

2 位置

東伯郡湯梨浜町大字引地、大字野花及び大字宇野地先

3 区域

別添図面のとおり

4 供用開始の期日

平成17年3月1日

（「別紙図面」は、省略し、鳥取県県土整備部都市計画課において一般の縦覧に供する。）

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定に基づき、平成17年度前期実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成17年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 検定を実施する等級別の職種（作業）

（1） 1級及び2級

- 園芸装飾（室内園芸装飾作業）
 - 造園（造園工事作業）
 - 機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業）
 - 放電加工（数値制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）
 - 金属プレス加工（金属プレス作業）
 - 鉄工（構造物鉄工作業）
 - 建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）
 - めっき（電気めっき作業）
 - 仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）
 - 電子機器組立て（電子機器組立て作業）
 - 電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）
 - 産業車両整備（産業車両整備作業）
 - 鉄道車両製造・整備（機器ぎ装作業、内部ぎ装作業、配管ぎ装作業）
 - 建設機械整備（建設機械整備作業）
 - 婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）
 - 布はく縫製（ワイシャツ製造作業）
 - 家具製作（家具手加工作業）
 - 建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）
 - プラスチック成形（射出成形作業）
 - 石材施工（石張り作業）
 - とび（とび作業）
 - 左官（左官作業）
 - タイル張り（タイル張り作業）
 - 畳製作（畳製作作業）
 - 防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）
 - 内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）
 - 熱絶縁施工（保温保冷工事作業）
 - サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）
 - 表装（表具作業、壁装作業）
 - 塗装（木工塗装作業、建築塗装作業、噴霧塗装作業）
 - 広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業）
 - 写真（肖像写真作業）
 - フラワー装飾（フラワー装飾作業）
- (2) 3級
- 園芸装飾（室内園芸装飾作業）
 - 造園（造園工事作業）
 - 機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、マシニングセンタ作業）
 - めっき（電気めっき作業）
 - 仕上げ（機械組立仕上げ作業）
 - 機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業）
 - 電子機器組立て（電子機器組立て作業）

とび（とび作業）

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）

広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカーク工作業、加熱ペイントマシンマーカーク工作業）

塗料調色（調色作業）

産業洗浄（高圧洗浄作業）

2 検定の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成17年6月13日（月）から同年9月11日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成17年6月6日（月）から鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

(ア) 1級及び2級

職 種	実 施 期 日
造園、金属プレス加工、産業車両整備、布はく縫製、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装	平成17年8月21日（日）
園芸装飾、機械加工、鉄工、めっき、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工及び広告美術仕上げ	平成17年8月28日（日）
写真	平成17年8月31日（水）
放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾	平成17年9月4日（日）

(イ) 3級

職 種	実 施 期 日
園芸装飾、造園、機械加工、めっき、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ及びフラワー装飾	平成17年7月31日（日）

(ウ) 単一等級

職 種	実 施 期 日
産業洗浄	平成17年8月21日（日）
路面標示施工及び塗料調色	平成17年9月4日（日）

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 手数料

(1) 実技試験

ア 1級及び2級

職 種	手 数 料
下記以外の職種	15,700円
婦人子供服製造	13,000円

イ 3級

職 種	手 数 料	
	在校生以外	在校生以外
園芸装飾ほか10職種	10,500円	15,700円

ウ 単一等級

15,700円

(2) 学科試験

3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

住所 〒680 - 0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

電話 0857 - 22 - 3494

(3) 受付期間

平成17年4月4日(月)から同月15日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

なお、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による送達による場合は、平成17年4月15日(金)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り、受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会配布する。

イ 申請書を郵送又は信書便による送達をする場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる職種以外の職種(指定試験機関が実施する職種を除く。)についても、受け付ける。

エ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。

オ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。

カ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者は、平成17年8月30日(火)(平成17年7月31日(日)に学科試験を実施する職種に限る。)及び平成17年10月4日(火)(平成17年8月30日(火)に合格発表を行わない職種に限る。)付けの鳥取県公報で公告する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成17年8月30日(火)(平成17年7月31日(日)に学科試験を実施する職種に限る。)及び平成17年10月4日(火)(平成17年8月30日(火)に合格発表を行わない職種に限る。)付けの書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書の交付

1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定合格者には鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会(電話0857-22-3494)又は鳥取県商工労働部労働雇用課(電話0857-26-7222)に問い合わせること。

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定に基づき、平成17年度随時実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成17年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 検定を実施する等級別の職種

(1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全(機械系保全に係るものに限る。)、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 検定の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成17年4月1日(金)から平成18年3月31日(金)までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会

が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

平成17年4月1日(金)から平成18年3月31日(金)までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 手数料

(1) 実技試験

職 種	手 数 料
下記以外の職種	15,700円
機械検査及び婦人子供服製造	13,000円

(2) 学科試験

3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

住所 〒680-0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

電話 0857-22-3494

(3) 受付期間

随時(平成17年12月28日(水)から同月30日(金)まで及び平成18年1月2日(月)、平成18年1月3日(火)、日曜日、土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までに限る。)受け付ける。(原則として、技能検定の受検を希望する日の30日前までとする。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会配布する。

イ 申請書を郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による送達をする場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。

エ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。

オ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

カ 3級の技能検定については、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級の技能検定に合格した

者に限り、受検することができる。

6 合格通知等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

この技能検定は、外国人研修・技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会（電話0857 - 22 - 3494）又は鳥取県商工労働部労働雇用課（電話0857 - 26 - 7222）に問い合わせること。

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成17年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	認可の期間	
オグラ建設株式会社 代表取締役 小椋阜士夫	東伯郡北条町 江北38	東伯郡三朝町大字 森字太陽ヶ丘661 外5筆（18,121平方メートル）	風化花崗岩 （57,105立方メートル）	平成17年1月13日 から平成18年3月 31日まで	平成17年1 月13日

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成17年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

平成17年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

平成17年7月3日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成17年9月25日（日）午前11時30分から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成17年7月24日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成17年10月9日（日）午前11時30分から午後4時まで

2 試験の会場

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

鳥取環境大学 鳥取市若葉台北一丁目1-1

イ 設計製図の試験

鳥取県立鳥取工業高等学校 鳥取市生山111

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

鳥取環境大学 鳥取市若葉台北一丁目1-1

イ 設計製図の試験

鳥取県立鳥取工業高等学校 鳥取市生山111

3 試験の内容

(1) 学科の試験

ア 建築計画（建築設備の概要を含む。）

イ 建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）

ウ 建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）

エ 建築法規（建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築士法並びにこれらの関係法令）

(2) 設計製図の試験

建築設計製図（仕様書の作成を含む。）

4 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込

インターネットによる受験申込については、平成16年二級建築士又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受付期間

平成17年4月1日（金）午前10時から同月8日（金）午後4時まで

イ 申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込

ア 受付期間及び場所

(ア) 平成17年4月11日（月）から同月15日（金）までの午前10時から午後4時まで

社団法人鳥取県建築士会 鳥取市田園町三丁目375

(イ) 平成17年4月11日（月）及び同月12日（火）の午前10時から午後4時まで

鳥取県西部総合事務所 第15会議室 米子市鞆町一丁目160

イ 申込方法

次の書類を持参すること。

(ア) 受験申込書

(イ) 実務の経験を記載した書類

(ウ) 無帽・無背景・正面上3分身を写した写真（縦5.5センチメートル、横4センチメートルで、平成17年1月以降に撮影したもの）

(エ) 建築士法第15条第1号又は第2号に該当する者については、同条第1号又は第2号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書（その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）

(オ) 建築士法第15条第3号に該当する者にあつては、同条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するに必要な資料となるべき書類

5 合格者の発表及び合否の通知

平成17年12月8日(木)(予定)に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。なお、学科の試験についても、同年9月6日(火)(予定)に同様の方法で通知する。

6 その他

(1) 受験申込書の用紙は、次の場所で平成17年4月4日(月)から同月15日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)に配布する。

社団法人鳥取県建築士会事務局 鳥取市田園町三丁目375

鳥取県鳥取地方県土整備局建築住宅課 鳥取市立川町六丁目176

鳥取県中部総合事務所県土整備局建築住宅課 倉吉市東巖城町2

鳥取県西部総合事務所県土整備局建築住宅課 米子市糞町一丁目160

(2) 設計製図の試験の課題は、平成17年6月22日(水)(予定)から社団法人鳥取県建築士会に掲示するとともに、学科の試験の会場においても掲示する。

(3) 受験手数料

受験手数料は、15,100円とし、所定の方法により納付すること。

(4) 問合せ先

鳥取県県土整備部建築課建築指導係 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7391

(5) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、財団法人建築技術教育普及センター本部業務第1課(電話03-5524-3105)にその旨を申し出ること。

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 市瀬地区災害関連緊急砂防工事(排土工)

(2) 工事場所 八頭郡智頭町大字市瀬

(3) 工事内容

本件工事は、智頭町市瀬地区において山頂部の不安定土塊の撤去作業における土工工事を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

掘削排土工(無人化施工) 179,106立方メートル

残土運搬工 164,740立方メートル

盛土 12,929立方メートル

(5) 工 期 平成18年3月25日まで

(6) 予定価格 1,032,456,600円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて

満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 5者により自主的に結成された共同企業体であること。
- イ 各構成員の出資比率が、12パーセント以上であること。
- ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 県内に本店を有する者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第442号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）（以下これらを「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。
- エ 平成17年3月1日（火）から同月8日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- オ 平成16年4月1日（木）から平成17年3月8日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- カ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

- ア とび・土工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- イ 平成7年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している3万立方メートル以上の土工工事（一つの工事請負契約による掘削工又は切土工とする。以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績があること。
- ウ 入札参加資格告示4による資格決定通知に記載された一般土木工事に係る総合点数が1,100点以上であること。
- エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。
 - (ア) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。
 - (イ) 平成7年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者又は主任技術者（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した実績を有する者であること。
 - (ウ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者（以下「1級土木施工管理技士」という。）で、とび・土工事業について同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けているものであること。
- オ エに掲げる監理技術者に加え、エの(ア)に掲げる基準を満たし、かつ、1級土木施工管理技士で本件工事に専任で配置することができる者を有すること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

- ア とび・土工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可

を受けていること。

イ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中技術者等として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) (3)のエの(ア)に掲げる基準を満たす者であること。

(イ) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(ウ) 監理技術者にあつては、(3)のエの(ウ)に掲げる基準を満たす者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成17年3月1日(火)から同月8日(火)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成17年3月1日(火)から同月8日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根原140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名する。なお、本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料等が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(5) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

(6) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された技術資料等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 工事費内訳書の提出

ア 1回目の入札書の提出に当たっては、当該入札書に記載する入札金額に係る工事費内訳書を提出すること。

イ 工事費内訳書は、別記様式又はこれに準じた書式により作成すること。

ウ 工事費内訳書は、返却しない。

エ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

オ 工事費内訳書を提出しない者及び工事費内訳書に重大かつ明白な不備がある者は、失格とする。

(9) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で、鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)第15条の規定により定める最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

(10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の10分の2以下の額とする。

(11) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(3)の工の監理技術者及び2の(4)のイに定める技術者等並びに2の(3)のオに定める者に加え、2の(3)の工の(ア)に掲げる基準を満たす1級土木施工管理技士を専任で配置することを求める。この場合においては、その者が共同企業体のどの構成員に属するかを問わない。

(12) 2に掲げる要件を満たす共同企業体が1つしかない場合は、本件入札を中止する。

(13) 本件工事に係る工事請負契約の締結は、鳥取県議会の議決を要するものである。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年3月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県警察本部庁舎で使用する電気の供給
年間使用予定電力量2,340,000kWh(年間夜間使用予定電力量62,000kWhを含む。) |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成17年2月16日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 中国電力株式会社鳥取営業所
鳥取市新品治町1-6 |
| 5 落札金額 | 年額32,795,343円(消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 6 入札公告日 | 平成16年12月28日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271 |

正 誤

平成17年2月8日付鳥取県告示第73号（土地改良法による換地計画の決定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
3	15	西伯耆地区	西伯耆2期地区

